

大東市監告示第1号

定期監査等結果に対する措置の状況について

令和元年度第2回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

令和2年6月29日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 中村ゆう子

【担当 監査委員事務局】

令和元年度第2回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆生涯学習部（生涯学習課、スポーツ振興課）

【生涯学習課】・【スポーツ振興課】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 基本に忠実な事務執行について</p> <p>生涯学習部の事務事業について確認したところ、事務執行の基本を外れた事例が複数件みられた。</p> <p>生涯学習課にあっては、本来、職員に職務免除を与えるにとどまる事案について、誤って出張命令を行った上で、旅費を支出していた。</p> <p>また窓口受付分の現金出納簿については、「現金取扱員」の印の欄が設けられていない様式で帳簿が作成されていたため、誰が現金を取り扱ったのかが分からない不適切な内容の帳簿となっていた。</p> <p>スポーツ振興課においても、龍間運動広場の浄化槽汚泥処理業務の仕様書について、長年にわたって十分なチェックが行われておらず、仕様書の内容が業務実態と大きく乖離していた。</p> <p>また市民体育館の指定管理者との協定で、収納した現金について「即日またはその翌日までに市の指定金融機関等に払い込まなければならない。」とされているところ、市への払い込みに遅れが生じている事例が複数件みられた。</p> <p>両課におかれては、これらの事案を些細なこととして看過することなく緊張感をもって事務にあたるとともに、チェック体制を強化される等、基本に忠実で適切な事務執行に努められたい。</p>
生涯学習課 措置状況
<p>「退職準備型ライフプランセミナー」は、職務免除に該当する研修ですが、旅費を公費で負担することは適切ではありませんでした。令和元年12月19日、対象職員が旅費の戻入手続きを終えておりますが、今後、出張の取り扱いについては、内容をより精査したうえで事務処理を行ってまいります。</p> <p>また、生涯学習課窓口における刊行物販売で使用する「収納委託現金出納簿」については、平成30年11月に誤った様式を補充して使用してまいりました。今回の指摘後、直ちに差し替えましたが、今後、適正な公金取り扱いに向け意識を高めてまいります。</p>

スポーツ振興課 措置状況

龍間運動広場の浄化槽汚泥処理業務の仕様書につきましては、指定管理者制度を導入する以前に使用していた業務内容の記載事項を踏襲し、現在は指定管理者の業務として委託している保守点検業務を削除する事なく、残したままという誤った状態を長年に亘り見過ごしていました。

令和元年度につきましては、当該委託事業が既に修了し、事業者からも完了届が提出されている事から、令和2年度より、改めて詳細に各項目のチェックを行い、現状に即した業務内容へと修正し、事務処理の適正化に努めてまいります。

また、指定管理者が市民体育館で収納した現金に関し、市へ指定期日内に払い込みがなされていなかった件につきましては、指定管理者に対し、協定書に記載の取り決め事項を改めて確認の上、公金収納事務の重要性を再度認識するよう注意を促すとともに、期日内入金の実確な履行を順守する体制を確立し、今後はこの様な協定違反を起こす事がないよう重ねて厳重に指導しました。

【生涯学習課】

監査委員 指摘事項

(2) PCB廃棄物の保管について

今回の監査において、生涯学習課が所管する「歴史とスポーツふれあいセンター」の施設の中で、PCB廃棄物が長期にわたって保管されていることを確認した。

これは平成23年度の旧四条小学校跡地活用事業の電気設備工事の際に取り外された高圧トランスであり、低濃度ではあるが人体に有害とされるPCBを含む廃棄物である。

法令上、低濃度のPCB廃棄物の処分期限は令和9年3月末日とされており、法的な期限までには相当な時間的猶予はあるものの、保管されている場所は現に市民が利用されている施設である。

これまでの約8年にも及ぶ長期保管の実態に疑問を抱かざるを得ない。
可能な限り早急な処分を行われたい。

生涯学習課 措置状況

旧四条小学校時代に設置されたPCBを含む高圧トランスは、現在まで、「歴史とスポーツふれあいセンター」において、PCB廃棄物として保管してまいりました。

処分期限について、法律上の時間的猶予はございますが、市民の皆さまの安全を早期に確保するため、令和2年4月6日、「低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分委託契約」を締結し、安全かつ適正な撤去並びに適切な処分先を確保いたしました。

現在、新型コロナウイルスの影響により、当該業務は完了しておりませんが、早期実施に向けて、委託業者と連携を図ってまいります。

【生涯学習課】

監査委員 指摘事項

(3) 時間外勤務命令について

平成31年4月から「働き方改革一括法」が順次施行され、民間分野においては時間外勤務命令の上限が定められ、罰則をもって厳しく規制が行われているところである。

軌を一にして、国や自治体においても長時間労働の解消に向けた取り組みが行われ、本市においても「職員の勤務時間および休暇等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）が改正され、時間外勤務命令の上限についての規制が始まっている。

市の規則では、年間360時間が職員に対する時間外勤務命令の上限の基本とされているが、生涯学習課は他律的業務の比重が高い部署として年間720時間までの時間外勤務命令が認められているところである。

年間720時間まで時間外勤務命令が可能であるとしても、月45時間を超えて時間外勤務命令を発することができるのは、年6か月までと定められている。

今回、生涯学習課の時間外勤務命令について確認を行ったところ、720時間を超える時間外勤務命令は見込まれなかったが、一部の業務において9か月にわたって45時間を超える時間外勤務命令が行われていた。

これは規則に反した命令であり、今後は当該職員の健康状態に十分留意されるとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。

生涯学習課 措置状況

令和元年度には、当課文化財グループにおいて、飯盛城跡国史跡指定業務を中心に業務量が増大することに伴い、「他律的業務の比重の高い部署」の指定を受けております。しかし、ご指摘のとおり、6か月を超え、月45時間以上の超過勤務命令を行いましたことは、本市規則に適さない状態でした。

今回、飯盛城跡国史跡指定に関する「総合調査報告書」の作成に調査作業に基づいた現場知識や専門的知識が必要となり、調査従事者が当該職員（学芸員）のみであったことが最大の原因です。随時、本人に健康状態を確認しながら、超過勤務命令を行っていましたが長時間労働が及ぼす健康への影響について認識を改め、今後、課内全体で業務の効率化、超過勤務の削減について、取り組んでまいります。

【スポーツ振興課】

監査委員 指摘事項

(4) プール利用補助事業について

スポーツ振興課では、市民が大阪府立門真スポーツセンターのプールを利用する場合、スポーツ振興課、文化ホール、市民体育館の各窓口においてプール入場引換券を割引価格で販売し、利用料金の一部を実質的に補助しているところである。

今回、スポーツ振興課が令和元年12月末日時点で保有しているプール入場引換券の在庫数を確認したところ、大人871枚(540,020円相当)、小人2,396枚(742,760円相当)であった。

そしてこれらのプール入場引換券の有効期限が令和2年3月31日であることから、このままでは「失効」によって市に損害が生じることになる。

今後の対応策について確認したところ、事業者である大阪府立門真スポーツセンターの指定管理者と有効期限の延長に向けて鋭意協議を進めていくとの説明であった。

市に損害が生じないように、協議に全力を尽くされるとともに、今後はより厳格な使用見込みを立てた上で、プール入場引換券の購入を行われたい。

スポーツ振興課 措置状況

プール利用補助事業につきましては、府立門真スポーツセンタープールの指定管理者であるOGMPなみはやドーム共同事業体と利用協定を締結し、プール入場引換券を一定枚数購入する事により、団体割引料金の適用が受けられるという取り決めに基づき、施設利用者に対し、いつでも利用して頂けるよう在庫にある程度の幅をもたせ、購入を進めてきたところであります。

今般、当該指定管理者が令和2年4月1日以降も引き続き管理運営する事が確定したため、当該引換券の有効期限が令和2年3月31日までとなっている事態に対し、4月1日以降も継続使用が可能となるよう2月14日に協議を行い、令和3年3月31日まで1年間の有効期限の延長を実現しました。

また、当該引換券の購入につきましては、施設利用者の購入が少なければ、過剰に在庫が膨らむ事から、これを回避する措置としまして、利用頻度に応じた購入方式へと改める提案を指定管理者に強く働き掛けて交渉を進めた結果、今年度より当課の実情を反映した必要な枚数を従来の割引率で購入できるという制度を確立しました。

【スポーツ振興課】

監査委員 指摘事項

(5) 体育施設の使用予約について

スポーツ振興課では、市民が体育施設の使用申し込みをする場合、公共施設予約システムによる申し込みを基本とし、予約が可能な時期、1日の予約回数や予約区分数また1か月の予約回数等について、一定の制限を課しているところである。

今回、龍間運動広場の予約事務の実態を確認したところ、一部の使用について公共施設予約システムを使用しない予約、1日の使用区分枠を超えた予約や1か月につき5回の制限を超えた予約がみられた。

これは全国大会に出場している団体の使用に係る予約であり、全市的な応援活動の一環としての市の配慮であるとのことであった。

当職としても、全国大会に出場する団体を全市一体となって応援し、市民の元気や地域の活力を向上させようと努力されている市の施策について、共感と評価を行うものである。

しかしながら、当該使用手続きは例規に反したものと云わざるを得ず、他の利用者との関係から決して望ましい状態ではない。

については、合法で妥当な手続きとなるよう、例規の改正等を含めて検討し、是正されたい。

スポーツ振興課 措置状況

市民体育館及び龍間運動広場等の体育施設につきましては、利用者が1か月に使用する事ができる回数及び1日に使用する事ができる区分数、また、公共施設予約システムによる予約申請の可能時期等に係る詳細な規定が、大東市体育施設条例施行規則において定められています。

今回、市民の利用予約のない日時において、公益上必要と判断される場合であったものの、この規定を逸脱する使用手続きを行っていた事を重く受け止め、改善策を検討してまいりました。

これにより、スポーツの振興及び施設の有効利用の観点から、公益上必要がある場合で、使用の公平性が認められる範囲内において、規定回数及び区分数並びに予約申請の可能時期の見直しによる施設の使用拡充措置を定め、施設使用の適正な在り方を整理して、当該条例施行規則の改正を行いました。

尚、改正後の同規則の施行日は、令和2年3月26日からとしています。